

# 農産物への残留農薬規制が変わります

— 食品衛生法の改正(平成18年5月29日施行) —

## 1 これまで(ネガティブリスト制度)

食品衛生法に基づく残留基準が設定されているもののみが流通規制の対象であり、残留基準の設定のない場合は残留量が多くても原則規制はされませんでした。

## 2 これから(ポジティブリスト制度)

食品衛生法の改正により、規制対象外を除く全ての農薬に国際基準などを参考にした「暫定基準」や「一律基準」が設定され、流通規制の対象となりました。

### 食品衛生法による残留基準の例( は規制対象)

#### 現行(ネガティブリスト制度)

単位：ppm

|      | 成分A | 成分B | 成分C |
|------|-----|-----|-----|
| キャベツ | 0.5 | 5.0 |     |
| ナス   | 1.0 |     | 2.0 |
| トマト  | 2.0 | 5.0 |     |
| コマツナ | 0.5 | 2.0 |     |
| ナシ   | 0.5 |     |     |

農薬と作物ごとに基準が設定される。  
空欄は基準が設定されていないため、残留が検出されても基本的に規制対象外。

#### 施行後(ポジティブリスト制度)

平成18年5月29日～

単位：ppm

|      | 成分A | 成分B | 成分C |
|------|-----|-----|-----|
| キャベツ | 0.5 | 5.0 | 一律  |
| ナス   | 1.0 | 暫定  | 2.0 |
| トマト  | 2.0 | 5.0 | 一律  |
| コマツナ | 0.5 | 2.0 | 一律  |
| ナシ   | 0.5 | 一律  | 一律  |

暫定：暫定基準

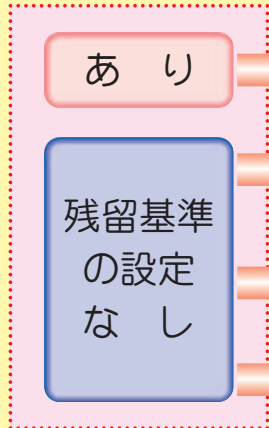
一律：一律基準 (0.01ppm) ※

全てが規制の対象となる。

※「一律基準」は、人の健康を損なうおそれのない量として0.01ppmに定められました。ppmとは100万分の1を示す単位です。0.01ppmは100tの作物に1gの農薬が含まれていることを示し、農薬が付着した手指で収穫物を扱ったり、散布器具中に使い残った農薬が農産物にかかった程度でも検出につながる微量な濃度です。

# 農産物に残留する農薬の規制状況

## 現行制度の基準



国際基準、農薬取締法に基づき基準、欧米の基準を参考に暫定的な基準を設定

上記以外の農薬

厚生労働大臣が定めるもの  
(重曹、硫黄、マシン油他)

## 施行後の基準

残留基準  
(従来のまま)

暫定基準

一律基準

規制の対象外

基準を超えて農薬が残留した場合、流通を原則禁止。

# ポジティブリスト制度導入後の注意点

農薬の使用の際には、これまでどおりラベルを確認し、『農薬使用基準』を遵守してください。

これまで以上に、農薬散布をする圃場の周辺で栽培されている農作物について農薬の飛散防止措置を徹底してください。

## 問合せ先

| 機関名                          | 所在地   | 電話   |
|------------------------------|---|--|
| 農林水産部食料安全室<br>病虫害防除所         | 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1<br>〒190-0013 立川市富士見町3-8-1                                       | 03(5320)4834<br>042(525)8236                 |
| 農業振興事務所 振興課 農業環境係            | 〒190-0023 立川市柴崎町3-17-7  | 042(548)5052                                 |
| 中央農業改良普及センター<br>東部分室<br>西部分室 | 〒187-0002 小平市花小金井1-6-20<br>〒133-0073 江戸川区鹿骨1-15-22<br>〒166-0004 杉並区阿佐谷南1-16-11 洞口ビル3階 | 0424(65)9882<br>03(3678)5905<br>03(3311)9950 |
| 西多摩農業改良普及センター                | 〒198-0024 青梅市新町6-7-1  | 0428(31)2374                                 |
| 南多摩農業改良普及センター                | 〒192-0364 八王子市南大沢2-2 パオレビル6階  | 0426(74)5971                                 |
| 島しょ農林水産総合センター 大島事業所          | 〒100-0101 大島町元町小清水273-1   | 04992(2)1123                                 |
| 新島分室                         | 〒100-0402 新島村本村6-4-24   | 04992(5)0281                                 |
| 三宅事業所                        | 〒100-1211 三宅村坪田4357   | 04994(6)1414                                 |
| 八丈事業所                        | 〒100-1401 八丈町大賀郷4341-11   | 04996(2)3158                                 |
| 小笠原亜熱帯農業センター                 | 〒100-2101 小笠原村父島小曲  | 04998(2)2104                                 |
| 小笠原営農研修所                     | 〒100-2211 小笠原村母島元地  | 04998(3)2129                                 |